

## 瀬戸内町嘉徳の護岸工事関連のお願い

### 【意見（個人情報等について省略、黒塗り）】

私が連絡させて頂いたのは、瀬戸内町嘉徳の護岸工事についてお願いです。私は護岸を望む先祖代々嘉徳に住む住民の思いを実現したいと勝手連的に活動しています。

さて嘉徳での出来事を第三者の目で少し引いて見ますと疑問に思う事が多々あります。それを記述させて頂きます。

1. ■■■■■メンバーである嘉徳住民を含めた集落の自治組織が適切に運用されていない。
2. 適切に運用されていないことについて瀬戸内町は適切な指導や対応をしていない。
3. 嘉徳には区長が居て確か嘱託員という公務員に準ずる任命をしていますが、■■■■■メンバーを含めた嘉徳集落の取りまとめが出来ていない。
4. 反対派が活動拠点を嘉徳集落内に築き実力で工事阻止活動を行っているが、これの違法性の有無や対応・指導履歴が分からない。
5. 鹿児島県は嘉徳浜への“アダシ植樹”は違法と言っていますが、瀬戸内町の対応が見えない。
6. 嘉徳集落の住民は、■■■■■の存在が日常生活で不安に思う事が多いと聞いています。出来ましたら毎日、警察官によるパトロールを定常業務として行うことは出来な  
いか。

事情が分からず厳しい内容になりましたが、可能な範囲で回答頂ければと思います。この質問が早期の護岸工事着工につながることを願っております。

以上

### 【回答】

この度は、貴重なご意見ありがとうございます。

ご意見への回答については、下記のとおりであります。

1. 集落の自治組織が適切に運用されていないとは、何を持っておっしゃっているのが不明であるため、回答は差し控えます。
2. 1の理由により、町としてどのような指導や対応が必要かが不明であるため、回答は差し控えます。
3. 嘱託員は、私人（有償ボランティア）として、町広報誌等の印刷物の送達や災害被害調査報告等を行って頂いています。

また、集落内において、一部の住民が嘉徳護岸工事に反対されておりますが、個々の考え方があるため、区長又は嘱託員として、全住民を同じ意見にとりまとめることが必ずしも必要であるとは考えておりません。

4. 町は、県の事業に対して早期着工を要望している立場であり、工事阻止活動の違法性の有無や対応・指導履歴を把握しておりません。

5. 町は、県の事業に対して早期着工を要望している立場であり、“アダン植樹”について、町が見解を示す立場に無いと考えています。
6. 嘉徳集落の住民が日常生活で不安等があるとのことですが、具体的に刑法違反等がある場合は、その都度、警察へ連絡して頂くことが望ましいと考えます。  
また、町として警察官のパトロールを定常業務として行ってもらうことはできないことをご理解ください。